



スイス仲裁判断取消手続：早く、安心で、親仲裁的

スイス仲裁法の概括については、「スイス仲裁法は現代的で柔軟」をご参照ください。

仲裁判断はスイスで直接執行可能： 仲裁判断はスイス国内で国内裁判所の判決と同等の適格性を有し、直接執行することができます。仲裁判断の取消手続が申し立てられても、その仲裁判断の執行が停止されることはありません。もっとも例外的な事情がある場合には、当事者の要請があれば、執行が停止されることはあります。外国では、スイスでなされた仲裁判断を**ニューヨーク条約**の下で執行することができます。

取消事由は限定的： スイス仲裁法は、国際仲裁の仲裁判断の取消申立ができる事由を極めて限定しています。これらの事由はニューヨーク条約の規定を反映しており、(i)仲裁廷の不適切な構成、(ii)管轄に関する誤った判断、(iii)申立外の事項について判断をしたことや全ての申立事項について判断をしていないこと、(iv)当事者の主張する機会を与えられる権利や平等な取扱いを受ける権利を侵害したこと及び(v)仲裁判断が国際公序に違反することを含みます。当事者のうちスイス内に居住するものがない場合に限り、当事者は自由にこれらの取消事由を排除することができます。

最高裁判所が直接全ての取消申立について判断します： スイスでなされた国際仲裁の仲裁判断に対する全ての取消申立について、国内の最上級審であるスイス最高裁判所が直接判断します。他の裁判所は異議について判断する権限を有しません。

仲裁判断がなされてから6ヶ月以内に全ての手続が終了します： スイス最高裁判所は効率的な事件処理で有名です。統計によると、取消手続にかかる期間の平均は、仲裁判断がなされてからおおよそ6ヶ月ほどです。

簡単で分かりやすい手続： スイス最高裁判所における手続は、非常に合理的です。異議は30日以内にスイスの公用語（ドイツ語、フランス語、イタリア語）のいずれかにより申し立てられなくてはなりません。英語の書類（仲裁判断を含みます。）は翻訳されなくてはなりません。少なくとも実務上は、証拠調べは行われず、仲裁人が証言する必要もありません。

取消申立に係る費用は限定的： 合理的な手続は、他の地域で言われているような多額の訴訟費用が発生することを防ぎます。裁判所の費用や勝訴者への訴訟費用の補償（金額表に基づき計算され、裁判所の費用については上限があります。）は、多くの場合係争額が100万スイスフランの事案であれば3%未満、1,000万スイスフランの事案であれば0.3%未満です。

最高裁判所は親仲裁的： 最高裁判所は親仲裁的なポリシーを掲げていることを公表しています。最高裁判所は、仲裁人の判断を後知恵で批判することを避け、主に仲裁人が管轄について誤った判断をした場合か最低限の適正手続を保障しなかった場合に介入します。最高裁判所の判断について分析している統計によると、異議が成功する確率は10%未満です。

修正： また、取消請求のための期間を徒過した場合、スイス法は再検討や「修正」というさらなる救済を用意しており、主に仲裁判断が犯罪（例えば、贈賄）により得られたものである場合又は仲裁判断の際に存在していた決定的な証拠が仲裁判断の後に判明した場合という極めて限定的な場合に、仲裁判断の取消と同様のことを行います。取消の場合と同様に、仲裁判断の修正の申立は直接最高裁判所に対してなされます。